扶養に関する現況書

下記の通り相違ありません。現況書に変更が生じたときは、速やかに届け出ます。

健康保険 記号・番号	事業所名称	被保険者氏名	住所	配偶者有無
-				有・無

被扶養者とする方の氏名	住所	生年月日	年齢	続柄

申請前の被扶養者とする方の健康保険の加入状況（該当する番号に〇）	添付書類
1.勤めていた会社で被保険者として加入（健康保険組合・協会けんぽ・共済組合） 2.被保険者またはその他の被扶養者として加入 3.国民健康保険に加入　4.未加入（無保険）　5.その他（例：任意継続被保険者など）	1.2.5. の場合は E

下記の①～⑥に記入して下さい。ただし、高校生以下の子は①・④・⑤のみご記入ください。

①届出の理由（該当する番号に〇）	添付書類
1.被保険者が新規に資格取得した　2.子が生まれた　3.被扶養者とする方が退職した 4.雇用保険失業給付の受給が終了した　5.被扶養者とする方の収入が基準内に減った 6.被保険者と結婚した 7.その他〔　　〕	3.の場合は F（なければE） 4.の場合は G 5.の場合は EとO 6.の場合は M

②被扶養者とする方の収入

□収入有

収入区分（該当する番号すべてに〇および☑）	収入額	添付書類
1.給与収入（□パート□アルバイト□その他）	見込額	Cと学生はB
2.年金（□老齢□障害□遺族）を受給（手続）中		D
3.事業収入（□自営□不動産□その他）	＿＿＿＿＿＿円/月・年	I
4.その他で持続性のある収入（　　）	月(収)か年(収)の当てはまる方に〇↑	J

□無収入

現在の状況（該当に☑）	添付書類
□就労予定なし、直近での就労もなし	A
□就職活動中→雇用保険失業給付の受給権　□有　□無	FかG
□妊娠・育児中→出産手当金の受給権　□有　□無　（出産日：＿＿＿＿＿）	H
□病気療養中→傷病手当金の受給権　□有　□無	
□学生（アルバイト収入等なし）	B

③退職が理由で申請される方のみ

退職理由
□自己都合
□会社都合

雇用保険失業給付について（該当に〇）	添付書類
1.失業給付は受給できない、就労する意思がないため手続きを行わない 2.手続き中（今後受給予定・現在受給中）	FかG

④被扶養者とする方の住居

□同居
□別居

別居の場合のみ、その理由（該当に☑）	添付書類
□学生の子が通学のため	-
□被保険者が単身赴任のため　□その他（　　）	KとL

⑤今回申請される方が「子」の場合のみ

被保険者の配偶者が被扶養者にできない理由（該当に〇☑）	添付書類
1.配偶者は無収入または被保険者より収入が少ない ↳　配偶者は当組合の被扶養者に　□なっている　□なっていない	配偶者が当組合の被扶養者になっていない場合は 配偶者の CかN
2.現在、配偶者はいない	

⑥被扶養者とする方が「父母」の場合のみ	被扶養者とする方の配偶者は □認定済　□申請中　□認定外→　□離婚　□死別　□他	添付書類 K

添付書類（記号説明）

指定された記号の書類をご用意し、添付してください。（原本）の記載のない書類はコピーで結構です。

A	「所得証明書（原本）」または「非課税証明書（原本）」 ※被保険者の入社（取得）と同時の申請である場合の配偶者の方は省略可能です。
B	「学生証」か「在学証明書（原本）」
C	直近３ヵ月分の「給与明細書」 なお、就業期間が３ヵ月に満たない場合は、収入金額が確認できる「雇用契約書」も必要となります。
D	直近の「年金振込通知書」か「年金額改定通知書」
E	「資格喪失証明書（原本）」（必ず保険者（健康保険組合・年金機構・共済組合）が発行しているもの） ※被保険者の入社（取得）と同時の申請である場合は不要です。
F	「離職票1と2」 ※受給手続きを行わない場合は原本を提出してください。確認後ご返却いたします。 ◎雇用保険に未加入であった場合は、その旨が付記してある事業主が交付する「退職証明書（原本）」
G	「雇用保険受給資格者証」（両面）
H	傷病手当金または出産手当金の「支給決定通知書」等、給付金額を確認できる書類
I	直近の「確定申告書（控）」と「収支内訳書（控）」
J	年収または月収の額を確認できる書類
K	被扶養者とする方が属する「世帯全員の住民票（原本、続柄を省略してないもの）」 同じ住民票に記載される方で収入のある方がいる場合は、その方の収入のわかる書類も追加で必要。
L	直近３ヵ月分の仕送額がわかるもの。「通帳のコピー」や「現金書留の控」など ※被扶養者とする方が配偶者と子の場合は省略可能です。
M	「婚姻受理証明書」
N	前年の「源泉徴収票」
O	最新の「雇用契約書」

この現況書は被扶養者認定の生計維持関係の確認資料となりますので、必ず事実をご記入ください。

上記指定書類のみで生計維持関係の審査が不十分な場合は、別途確認書類を依頼する場合がございます。